

熊本市請負工事成績評定要領

制定	平成12年	3月	2日建設局長決裁
改正	平成17年	5月23日	総務局長決裁
	平成21年	9月30日	総務局長決裁
	平成22年	8月10日	総務局契約検査室次長決裁
	平成24年	3月29日	総務局長決裁
	平成28年	3月28日	総務局長決裁
	令和元年	6月19日	総務局長決裁
	令和7年	3月28日	総務局長決裁
	令和7年	5月1日	総務局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、原則として1件の予定価格（合併入札の場合はその設計金額）が熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第14条の2第1号に定める額を超える工事について行うものとする。この場合において、災害復旧のための緊急工事その他検査室長が必要ないと認める工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、熊本市工事検査規程（昭和63年4月1日制定。以下「規程」という。）第8条に定める検査員（以下「検査員」という。）並びに工事担当課又は室の主査及び監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定者は独立して、工事ごとに的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 一工事に複数の評定者となる検査員がいる場合は、それらの者が協議のうえ評定を行うものとする。監督員が複数の場合も同様とする。

3 評定は、検査時点の状態を対象とし、従前の手直し等は考慮しないものとする。ただし、検査の結果手直しが生じた場合は、手直し前の状態を対象として評定するものとする。

4 評定は、別に定める工事成績採点表により行うものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員である評定者は、完成検査を実施したとき、及び工事担当課又は室の主査及び監督員である評定者は工事が完成（部分完成を除く。）したときにそれぞれ評定を行うものとする。

(評定の結果の報告)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく評定の結果について書面により検査室長に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の報告があったときは、遅滞なく当該工事の受注者に評定の結果について工事成績評定点通知書（第1号様式）により通知するものとする。

(説明請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた場合は、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する熊本市の休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して評定の内容についての説明を求めることができるものとする。

2 当該工事の受注者が前項の説明請求を行う場合、次条第1項に規定する回答を受けるまでの期間中は、書面により評定の内容についての新たな説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第10条 前条の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る説明書（回答）（第2号様式）により回答するものとする。

2 前項の規定による回答をするに当たり必要があると認めるとき、及び当該評定を修正する必要があると認めるときは、次に掲げる者で組織する工事成績評定会議を設置して審議するものとする。

- (1) 契約監理部長
 - (2) 工事契約課長
 - (3) 技術管理課長
 - (4) 検査室長
 - (5) 当該工事担当課又は室の長
- （評定の修正）

第11条 第9条又は第12条に規定する説明請求を受け、前条第2項に規定する工事成績評定会議において審議した結果、当該評定を修正する必要があると認めたときは、当該評定を修正するものとする。

2 前項の規定による修正を行ったときは、前条第1項の回答と併せて、遅滞なく当該工事の受注者に修正した評定の結果について、工事成績評定点通知書（第1号様式）と工事成績評定点修正通知（第3号様式）又は工事成績評定点修正通知（再説明）（第5号様式）により通知を行うものとする。

（再説明請求）

第12条 第10条第1項の規定による回答または第11条第2項の規定による通知を受けた場合は、当該通知等を受けた日の翌日から起算して14日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する熊本市の休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して、評定の内容について再説明を求めることができるものとする。

（再説明請求に対する回答）

第13条 前条の規定による説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書（回答）（第4号様式）により回答するものとする。

2 前項の規定による回答をするときは、第10条第2項に規定する工事成績評定会議において審議するものとする。

（併任検査員が行う評定に関する要領の読替え）

第14条 規程第8条第2号に規定する併任検査員が行う評定に関しこの要領を適用する場合においては、第7条中「検査室長」とあるのは、「併任検査員が所属する課又は室の長」とする。

（評定結果の公表）

第15条 第8条又は第11条第2項により通知を行った評定結果は、閲覧等により公表するものとする。

（雑則）

第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から施行し、改正後の熊本市請負工事成績評定要領は、平成17年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年10月1日から施行し、改正後の第5条第4項、第8条、第10条第1項及び第11条第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

2 この要領による改正後の第9条の規定は、平成21年9月8日以後通知を受けた者に適用する。

附 則

この要領は、平成22年8月11日から施行し、改正後の熊本市請負工事成績評定要領は、平成22年4月1日以後、発注した工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年5月1日から施行し、改正後の熊本市請負工事成績評定要領は、一般競争入札にあっては同日以後に公告をする工事、随意契約にあっては同日以後に見積書の提出を依頼する工事から適用する。